

日置市行政改革大綱

新たな時代を切り拓く

日置市経営戦略

～よりよい合併効果と

新たな公共空間の創造を求めて～

平成18年 3月

日 置 市

目次

基本方針	1
1 改革が目指すもの	
新しい「公共空間」の形成イメージ	2
2 改革に向けた視点	3
(1) 自立と協働	
(2) 効率性と透明性	
(3) 市民の目線に立ったもの(制度と意識のバリアフリー)	4
3 改革の推進	
(1) 推進期間	
(2) 推進体制	
(3) 行動計画の策定と実施	
(4) 意識改革及び資質向上	5
具体的方策	6
1 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	
(1) 組織・機構の改善	
(2) 補助金等事務事業の見直し	
2 定員管理及び給与の適正化等	
(1) 定員管理の適正化	
(2) 給与等の適正化	7
(3) 福利厚生事業の見直し	
3 自主性・自立性の高い財政運営の確保	
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化	
(2) 公共工事	
(3) 公共施設	
(4) 未利用土地	8
4 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	
(1) 外部委託等の推進	
(2) 指定管理者制度の活用	
(3) 地方公営企業の経営健全化	
(4) 第三セクターの抜本的見直し	9
(5) 地方公社の経営健全化	
(6) 地域協働の推進	
5 人材育成の推進	
6 電子自治体の推進	10
7 議会	
用語解説	11

基本方針

1 改革が目指すもの

住民の生活圏拡大に対応した行政サービスのあり方、地方分権の進展、さらには厳しい財政状況と急速に進む少子・高齢社会等の課題を解決するために、『究極の行財政改革』とも言われる市町村合併を選択した、旧東市来町、旧伊集院町、旧日吉町及び旧吹上町は共通の認識のもと2年余りの協議の末、平成17年5月1日合併しました。

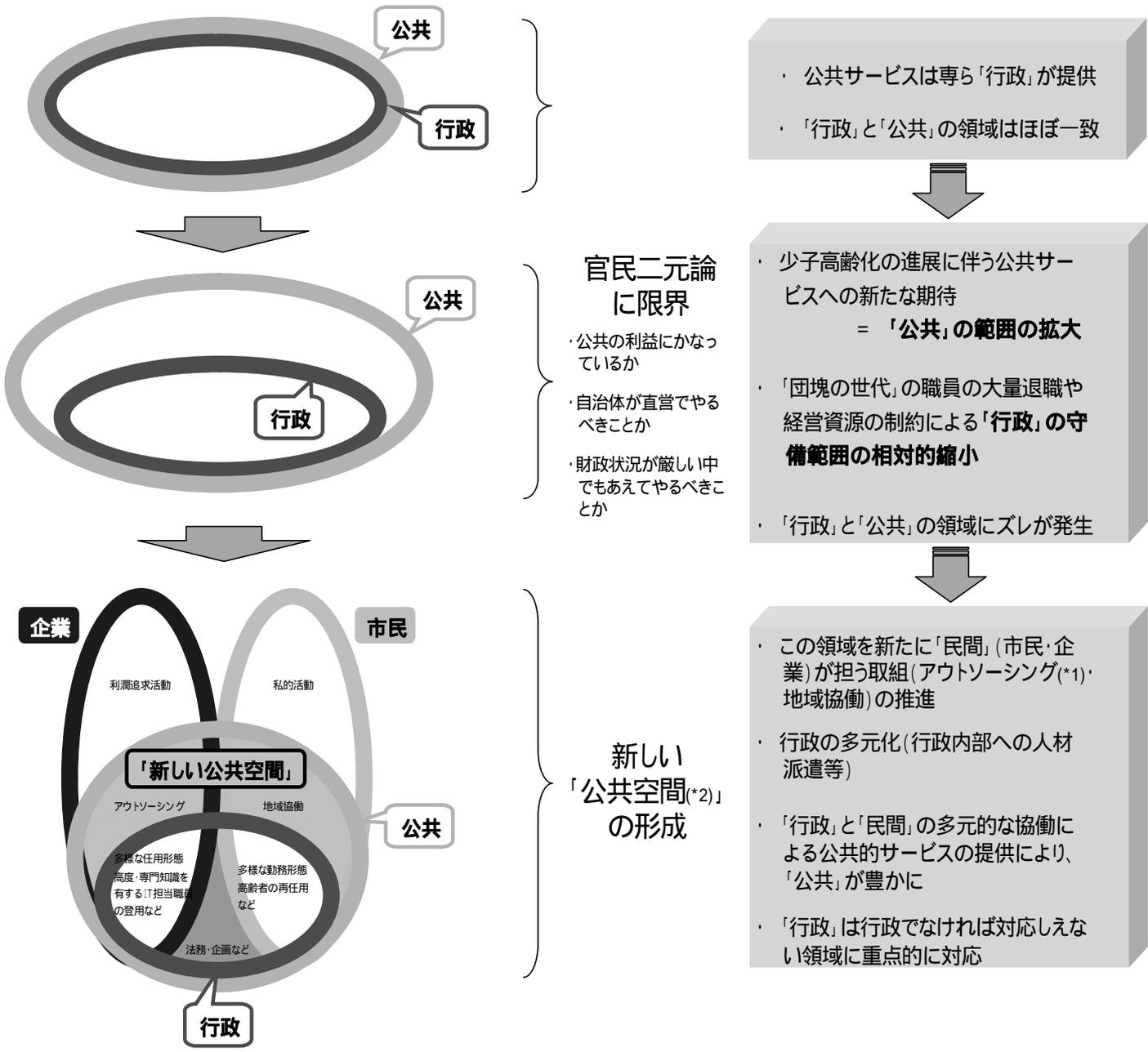
しかし、合併により全ての課題が解決するわけではなく、むしろ行政体としての規模が大きくなったことで、組織や人事、公共施設の重複など新たな行政課題に加えて、拡大された市域の中で、市民ニーズに的確に対応できる質の高い行政サービスを提供していかねばなりません。

一方、市の財政状況は、市税をはじめ地方交付税の増収が見込めないことから、これまでのような行政システムでは、近い将来非常に厳しい財政状況に陥ることになります。

今後、国、県そして日置市の財政状況を考えると、日置市の誕生をチャンスとして捉え、これまでの行政運営にとどまることなく地域の責任ある経営主体として、本市が目指す「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」実現のため、より戦略的に事業を選択し、限られた財源を有効に活用していかねばなりません。

そのため、日置市は、効率的で迅速な対応ができる組織、経済的な公共事業、スリムな事務事業等、内部の改革と併せ、市民や企業等が行政経営に参画しやすい仕組みをつくり、それぞれが持つ特性や強みが有効に発揮され、「日置市総合計画」が円滑に推進される行財政システムの構築を目指します。

新しい「公共空間」の形成のイメージ



- ・ 公共サービスは専ら「行政」が提供
- ・ 「行政」と「公共」の領域はほぼ一致



官民二元論に限界

- ・ 公共の利益にかなっているか
- ・ 自治体が直営でやるべきことか
- ・ 財政状況が厳しい中でもあえてやるべきことか

- ・ 少子高齢化の進展に伴う公共サービスへの新たな期待
= 「公共」の範囲の拡大
- ・ 「団塊の世代」の職員の大量退職や経営資源の制約による「行政」の守備範囲の相対的縮小
- ・ 「行政」と「公共」の領域にズレが発生



新しい「公共空間」の形成

- ・ この領域を新たに「民間」(市民・企業)が担う取組(アウトソーシング(*1)・地域協働)の推進
- ・ 行政の多元化(行政内部への人材派遣等)
- ・ 「行政」と「民間」の多元的な協働による公共的サービスの提供により、「公共」が豊かに
- ・ 「行政」は行政でなければ対応しえない領域に重点的に対応

資料：分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会『分権型社会における自治体経営の刷新戦略-新しい公共空間の形成をめざして-』平成17年4月15日【一部修正】

2 改革に向けた視点

(1) 自立と協働

地方分権の社会には、国や県依存からの脱却 権限面の確立
財政面の健全化 債権・債務の長期的管理 市民の理解と協力
職員の意識改革が必要です。いわゆる「自立」した自治体を目指します。このことは、市民と行政の関係にも当てはまることです。お互いが依存しあう関係から脱却し、互いに手を取り合い、連携していくことが求められます。つまり、「協働」していくことが肝要であり、事業の計画段階から市民の意見を取入れ、その評価段階においても、行政自らの判断だけでなく、市民の意見が取入れられ、次のステップに活かしていく市民参画のシステム作りが必要です。これまで以上に市民が主役になっていかねばなりません。

「自立」を縦系に「協働」を横系に、丈夫で長持ちする行政体を作ります。

(2) 効率性と透明性

市政の推進に当たっては、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を有効に活用し、最少の経費で最大の成果をあげることは、行政の究極の目標であるとともに、地球環境を守ることにもつながります。さらに市民のニーズは、効率性だけでなく、サービスの速さ・質に重点が移ってきており、ニーズにあった上質のサービスを提供するために、これまで以上の熟達度を職員には求めていきます。同時に、公共サービスの提供は、行政だけでなく、市民や企業も公共サービスを提供する主体であるということを、市民も行政も認識するようにしていきます。

行政は、市民の為という意識はもちろんのこと、市民とともに業務を遂行しているという意識（行政の共同経営）を持たねばなりません。行政資源の動きをはじめ、意思決定の過程や事業に対する評価などを公開し、行政の持っている情報を市民と共有していく必要があります。このことによって市民の行政経営に対する満足度を高めていきます。

(3) 市民の目線に立ったもの（制度・意識のバリアフリー）

バリアフリーとは障害のあるなしに関わらず、施設や道路などをみんなが利用しやすいように障壁を取り除くという意味で使われています。今回の行財政改革は、市民と行政の間にある敷居を取り払い、自由に行き来できるようにすることもねらいのひとつです。いわゆる行政のバリアフリー化であります。難解な表現、複雑な事務手続きの簡略化、スピードアップにより、市民サービスを向上させるとともに、市民の目線に立ち、対話を重視しながら心の通った行政を目指します。

また、市民にわかり易いように、市政改革の目標を数値化して示していきます。

3 改革の推進

(1) 推進期間

本大綱の推進期間は、平成18年度～平成22年度までの概ね5年間とします。

(2) 推進体制

本大綱はもとより、本大綱に基づいて策定される市政改革に関する各種取組みの内容、取組み状況は、市議会をはじめ広く市民に多様な方法により公表し、逐次意見を聴きながら、推進していきます。

庁内においては、市長を本部長とする日置市行政改革推進本部及び各専門部会を設置し、市政改革を実行していきます。

また、各職場においては、それぞれの目的・目標を設定し、最適な事務事業を選択実施し、効果性、効率性、経済性等の面から評価・改善していきます。いわゆる、計画（PLAN）- 実行（DO）- 検証（CHECK）- 見直し（ACTION）のサイクルに基づいた業務スタイルを徹底していきます。

(3) 行動計画の策定と実施

具体的な実施方法として、各部署において、何を、いつまでに、どうするといったアクションプランを策定し、可能な限り数値化を図り計画的に実施していきます。

(4) 意識改革及び資質向上

改革をすすめるに当たっては、市長のリーダーシップは勿論のこと、職員一人ひとりの意識改革が必要です。意識改革とは、従来の行政システムに頼るのではなく、「まちづくりの主役は市民」であり、「市民の立場に立った市民本位のサービス」を提供する、という意識をもつことです。

また、できる限り少ない職員で、効率的で効果的な行政経営を行っていくために、職員研修などを積極的に取入れ、職員の資質の向上を図ります。

具体的方策

1 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

(1) 組織・機構の改善

本市は、合併後本庁と3支所体制で行政を推進しています。本庁支所間はネットワークで結ばれ、これを活用して市民サービスの提供や内部事務を行っています。

しかしながら、今の体制では重複する事務があるなど効率性の面で問題もあります。今後の体制については、当面支所は、この情報通信手段等を有効に活用しながら、地域の実情に併せ柔軟に対応していきます。そしてより効率的で迅速な行政を進めるために、本庁と支所の役割を見極めながら、部課等の統合をはじめ支所業務の整理統合を進めていきます。

(2) 補助金等事務事業の見直し

新たに本市で取組んでいくべき事務は、今後権限委譲や時代の要求などで拡大していくことが予想されます。そのため、従来の事務については、市民の理解と協力を得ながら、その統合や廃止を含めて合理的な事務を行います。

特に補助金等（補助金、負担金及び交付金）については、これまでの実績、効果、市民の要求度等を考慮し大胆な見直しを行います。

2 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

平成22年度までの毎年の定年退職者の数と新規採用者数を定員適正化計画の中で明らかにしながら、定員管理を行うとともに、事務事業等の外部委託及び指定管理者制度の導入等並びに職員の資質の向上により、5年間で合併時に比べて職員数15%程度の削減に耐えうる体力をつけていきます。

新たな行政需要に対しては、内部で生み出した人員を振り向けることとし、職員数の抑制に努めます。

また、市の定員状況と併せ、市民にわかりやすい情報を提供していきます。

(2) 給与等の適正化

給与については、財政事情、地方公務員をめぐる環境の厳しさなどを踏まえ、職務と能力に応じた適切な処遇を図るとともに、引続き、国、県及び他市町村との均衡並びに民間の動向を踏まえつつ、諸手当とともに適時見直しを図ります。

(3) 福利厚生事業の見直し

福利厚生施策の効果的・効率的な実施を図るため、福利厚生施策の範囲の明確化及び共済組合との連携の強化を図るとともに、市が使用者としての責任を十分に果たしていける施策に見直していきます。

3 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

財政の健全化に向け、現実を注視した歳入確保と歳出抑制を盛り込んだ中・長期的な財政プログラムを作成します。

歳入確保については、市税の確保並びに使用料及び手数料の受益者負担の適正化について検討を行います。

また、歳出抑制については、前述の補助金等事務事業の見直し並びに定員管理及び給与等の適正化などの他、庁内の契約、物品購入など職員が日頃から関わっている事務をはじめ通信費、光熱水費等についても常にコスト意識を持ち、徹底した経費の節減に取り組めます。

市民に対しては、財政状況が総合的に把握できるような情報を公表します。

(2) 公共工事

公共工事については、効率的で透明性の高い入札制度の導入を図るとともに、戦略的な事業の選択による投資的経費等の削減に向けた取り組みを進めます。

(3) 公共施設

公共施設については、特に重複する施設の統廃合及び新たな投資を避けるため、地域資源である施設の他の用途への活用方法について、

検討していきます。

(4) 未利用土地

市有の未利用土地について、その処分を含めて活用を図ります。

4 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 外部委託等の推進

既成概念にとらわれることなく、全ての事務事業について、外部委託の可能性を検討し、着手可能なものから民営化に転換していきます。検討に際しては、小組織内(課、室等)だけの検討に終わることなく、全庁的に見渡し、共通する事務やサービスの検討・抽出を行います。また、総合的なサービスを提供する民間業者の業務内容も参考にしながらメリットが生じる委託の可能性について検討します。

また、同種の業務やサービスについて、市内のどこに住んでいても同様のサービスが受けられるようサービス内容とコストを比較し、よりよいサービスの向上のために外部委託や民営化を積極的に推進していきます。

さらに、行政経営の新たな手法としてPFI(*3)事業方式や地方独立行政法人(*4)制度についてはその導入について、検討していきます。

(2) 指定管理者制度の活用

公共施設の管理については、地方自治法の改正に伴い「指定管理者制度(*5)」への移行が必要なことから、直営管理と比較しながら施設の設置目的、性質、存在の必要性などを検討し、同制度が必要な施設は平成18年9月から導入し、施設の効率的管理を行います。

その検討段階にあっては、その過程を広く市民に公開し、説明責任を果たしていきます。

(3) 地方公営企業の経営健全化

公営企業を取り巻く環境は、地方公共団体の場合と同様に、その公的サービスの供給方法の多様化等変化している中で、本来の目的である公共の福祉の向上のために、その経営方法について検討します。

その際は、事業の外部委託も含めて、指定管理者制度、PFI事業、

地方独立行政法人制度等の民間的経営手法の導入を検討します。また中期経営計画や定員管理計画を策定し、5年後、10年後等の経営目標数値を掲げるなど情報を開示していきます。

(4) 第三セクターの抜本的見直し

市には、農業担い手不足に伴う農作業の受託や後継者育成のために農業公社（市80%、農協20%出資）が存在しています。市域の拡大に伴う農作業の受託体制等事業内容について関係者で協議するとともに、適切な監査体制の維持や経営状況の公開等更なる経営改革に取り組みます。

(5) 地方公社の経営健全化

市には、現在土地開発公社が存在しています。

公営企業と同様に、その目的と照らしながら、法的整理も含め、その必要性を検討し、経営健全化に積極的に取り組みます。

また、その経営内容についても広く市民の目に触れるよう情報を公開していきます。

(6) 地域協働の推進

指定管理者制度については、先に述べましたが、その他に新たな公共空間を担う存在として、自治会、NPO（*6）をはじめとする市民団体があります。

市民自治の理念のもと、協働による行政経営の実現を進めるためには、この市民団体を行政経営のパートナーとして捉える必要があり、地域における様々な課題（例えば、地域振興、環境問題、福祉等）に対し、この市民団体が積極的に参画できる仕組みを構築していきます。

5 人材育成の推進

市民の行政サービスに対する満足度向上のためだけでなく、県からの権限委譲にも対応しうる資質を備えなければなりません。そのため、定期的な研修に加え、自らが選択して行う研修制度や業務に関係する資格を取得するための職場環境を充実するなど、人材育成の推進に努めていきます。

6 電子自治体の推進

電子自治体（*7）構築に向けては、複雑化・多様化する社会情勢や市民の意思等を考慮し、方針・戦略を定め、情報化推進体制や推進計画を策定し、効率的及び効果的に推進していきます。

特に、電子申請、電子証明システム等については市民サービス向上のため、早期導入を図ります。

7 議会

地方分権の進展に伴う議会の持つ住民代表機能及び執行機関に対する監視機能のより一層の発揮に努めるとともに、議員定数や報酬に対する不断の検証と市民への説明責任を果たしていきます。

用語解説

* 1 アウトソーシング

業務を外注すること。資源の有効活用，費用の削減をめざして行われます。

本大綱 - 4 - (1) では「外部委託」と標記しています。

* 2 公共空間

行政が直接担う「公共サービス」とNPOや企業が担う「公共的サービス」の二つを併せて「新しい公共空間」といいます。

* 3 P F I

Private Finance Initiativeの略。民間資金主導型の手法であり、従来公共部門が提供していた公共サービスを民間主導で実施することにより、設計 (design)、建設 (build)、維持管理・運営 (operate) に民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方があります。

* 4 地方独立行政法人

地方公共団体が直接行っている事務事業のうち一定のもの (試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営、社会福祉事業の経営等) について、地方公共団体とは別の法人格を有する法人を設立して、より独立性を強めた形で自律的、弾力的な運営を行わせようというものであり、業務の効率性や質の向上を図ることをねらいとしています。

* 5 指定管理者制度

多様化する市民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するために、公の施設の管理に従来の公共的団体等に加え民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的としています。

* 6 N P O

Nonprofit Organizationの略。民間非営利組織のことで、営利を目的としない公益的な市民活動等を行う組織、団体。

* 7 電子自治体

自治体がインターネット等のIT (情報通信技術) を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組みを言います。